大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第80号)

令和4年10月3日

大津市情報公開‧個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)が請求のあった保有個人情報の存否を明らかにしないで保有個人情報開示請求を拒否した決定は、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示、不開示等の決定を行うべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和3年7月30日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

「○○の措置に関して障害福祉課ほか関係課が所有する○○の個人情報のすべて」

2 実施機関の決定

令和3年9月13日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報(以下「本件保有個人情報」 という。)が存在するか否かを答えること自体が、条例第18条第2号及び第7号により不開示と すべき情報を開示することとなることを理由に、条例第21条の規定に基づき、その存否を明 らかにせず保有個人情報不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

令和3年9月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 大津市が「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)に基づき、○○に措置(処分)を行ったこと自体は、公権力の発動であって、個人に関する不開示情報には該当しない。
- 2 障害者虐待防止法の養護者による虐待によって、私の○○が保護され、施設に入所している。 私が虐待していたという事実はなく、不服申し立てをしたいと思っている。しかし、市はそもそ もいかなる事実をもって虐待があったと認定したのか、その内容を全く明らかにしない。市の 認定した虐待の事実を知り、その処分の妥当性について検討、判断するため、今回の請求に至っ たものである。
- 3 特定個人のプライバシーに関わる部分を不開示にすることについては、やむを得ないと考え

るが、処分の有効性、妥当性を判断するための外形的、客観的事実については、開示をする必要があると考える。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人が開示を求めている保有個人情報の存否を答えることにより以下に掲げる不開示 情報を開示することとなるため、本件保有個人情報の存否を明らかにせず不開示決定をした。
- (1)条例第18条第2号本文に該当することについて 本件保有個人情報の存否に関する情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することが できる情報を含むため、条例第18条第2号本文の個人に関する情報に該当する。
- (2)条例第18条第7号本文に該当することについて

本件は、「〇〇の措置に関して障害福祉課ほか関係課が所有する〇〇の個人情報のすべて」についての開示請求であるが、そもそも、措置に至るまでには担当課と関係機関・事業所等の協力が必要となるのが一般的である。したがって本件の存否情報を開示することは、関係機関・事業所等の情報を開示することになり、信頼関係の構築・維持に支障が生じ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第18条第7号本文の情報に該当する。

- (3)条例第21条に該当することについて 本件保有個人情報があるか否かを回答することは、その内容を示さずとも条例第18条第 2号及び第7号に該当する情報を開示することになる。
- (4) 保有個人情報の開示請求権を定めた条例第16条は、何人にも等しく保有個人情報開示の 請求を認めているが、請求者が開示請求に係る保有個人情報に記載されている情報について 親子関係であるか等の個別的事情は、開示・不開示の判断に影響を及ぼす規定も存在しない ことから、親子関係であることを理由として本件の存否情報を開示することは適当ではない。
- 2 以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

第6 当審査会の判断理由

1 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報の存否を答えることにより、条例第 18 条第 2 号及び第 7 号に掲げる不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った。

これに対して、審査請求人は、大津市が障害者虐待防止法に基づき、特定個人に措置(処分) を行ったこと自体は、公権力の発動であって、個人に関する不開示情報には該当しないとして本 件保有個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

2 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することについて

条例第21条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で

開示決定等をすべきところ、その例外として保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求 を拒否することができる場合について定めたものである。

3 本件処分の適否について

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の個人への措置に関する開示請求者の保有個人情報の開示を求める趣旨で行われたものである。なお、当該措置の具体的な内容は、保有個人情報開示請求書の記載からは判然としないが、審査請求人の主張によると、実施機関が、障害者虐待防止法の規定に基づき、養護者である審査請求人による虐待を理由に行った措置を指すものと考えられる。

(2)条例第18条第2号本文該当性について

条例第18条第2号本文は「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件保有個人情報の存否を答えることにより、条例第18条第2号本文に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)とともに、当該個人に対して障害者虐待防止法の規定に基づく措置が行われた事実の有無に関する情報を開示するのと同じ結果を生じさせるものと認められる。

(3)条例第18条第2号ただし書該当性について

条例第18条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令若しくは 条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されて いる情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると 認められる情報、ウ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の 遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容 に係る部分」については、例外的に開示することとしたものである。

審査請求人は、○○の○○である。そして、当時障害者である○○を現に養護する者であったことから、○○の「養護者」(障害者虐待防止法第2条第3項)に当たる。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 〇〇年〇〇月改訂版)によれば、「養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく」(52頁~53頁)とある。

また、実施機関においては養護者による虐待を理由に障害者虐待防止法の規定に基づく措置を行うときは、養護者に対して措置の実施を通知することはないが、養護者からの問合せが

あれば、措置の事実を同法の根拠規定とともに示すとのことである。

これらの事情からすれば、〇〇について障害者虐待防止法に基づく措置が行われたか否か について、慣行として審査請求人が知ることができる場合に当たる。

よって、本件開示請求に係る措置の事実の有無は条例第18条第2号ただし書アの開示請求者が慣行として知ることができる情報に該当するものと認められる。

(4)条例第18条第7号該当性について

条例第18条第7号は、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

実施機関は、措置に至るまでには担当課と関係機関、事業所等の協力が必要となるのが一般的であり、本件存否情報を開示することは、関係機関、事業所等の情報を開示することになり、信頼関係の構築・維持に支障が生じ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかしながら、本件保有個人情報の存否を答えることにより明らかになる情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報及び当該個人への措置が行われた事実の有無であり、関係機関、事業所等に関する情報を含むものではないことから、条例第18条第7号に該当する情報を開示するのと同じ結果を生じさせるものとは認められない。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月15日	諮問書の受理
令和4年 1月19日	実施機関からの事情聴取
	審議
令和4年 2月21日	審査請求人の意見陳述
	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月23日	審議
令和4年 7月 4日	審議
令和4年 8月 4日	審議
令和4年 9月 6日	審議
令和4年10月 3日	答申